

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年5月12日（諮問第122号）

答申日：令和6年9月27日（答申第109号）

事件名：「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」に関する文書の一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」に関する文書の一部公開決定については、別紙2記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年8月24日付け公文書公開請求書で、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」に関する以下一切の文書・記録（※メールなど電磁的記録を含む） ・事業者より提出された「提案書等」の全て ・事業者の選定（審査）に関する一切の文書・記録 ・「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」及び、当該委員に関する一切の文書・記録 ※但し、令和4年8月19日（金）の時点で下記URLよりダウンロード可能な文書は除く <https://www.city.toyohashi.lg.jp/50906.htm> の公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、期間の延長を行ったうえで、令和4年9月14日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。

- (3) 処分庁は、別紙 1 - 1 記載の文書を、対象文書として特定し、対象文書のうち、別紙 1 - 2 記載の部分を非公開として、原処分を行い、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号に該当（個人情報保護及び法人の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、並びに今後行われる同様の案件において委員の自由な意見交換が阻害されるおそれがあるため。）」と記載されている。
- (4) 審査請求人は、令和 4 年 12 月 15 日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

## 2 対象文書についての補足

- (1) 豊橋市は、総合体育館の老朽化や過密化への対応、魅力あるまちづくりへの寄与、防災活動拠点としての活用などの点から、多目的利用が可能な新たな屋内施設について検討した。検討の結果、新たな施設は、主にスポーツ活動を行う場所として使用される体育館としての要素だけでなく、プロスポーツやエンターテインメント等を観る機能や防災活動拠点としての機能の強化・充実という点に加え、コンベンション等の集客による経済効果、まちづくりへの寄与といった観点から、市にとって多目的に利用が可能な施設となる多目的屋内施設としての整備が必要であるという考えに至った。
- (2) 「多目的屋内施設基本計画」は、上記の基本的な考え方を踏まえ、施設の規模や機能の整理、並びに PFI 方式による事業スキームの整理を行うことを目的として、策定されたものである。「要求水準書」は、多目的なコンテンツに対応可能な屋内施設に考慮した設計、建設、維持管理運営等の各項目について、市が民間事業者を求める要求水準を明記したものである。
- (3) 市は、「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」において、提案事業者に対し、「基本計画」の策定と「要求水準書」の作成を委託した。委託契約締結に先立ち、提案事業者が業務に関する事業提案を行っ

た。対象文書は、事業提案に対して評価を行うために開催された、プロポーザル評価委員会に関する資料である。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和4年12月15日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年4月28日付けで提出した反論書並びに令和6年5月13日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年9月14日付け4豊多整第60号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当しない上、対象文書の特定に誤りがあるため、原処分は取り消されるべきである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 公開された文書には、プロポーザル評価委員会の「次第」が含まれており、同文書には、「第2回」と記載されている。しかし、第1回の評価委員会に関する公文書が示されていない。原処分では、請求した公文書の全てが示されていないことが強く推認されるため、他に対象文書の有無について、審査を求める。
- (2) 個人の氏名に併記されている住所や電話番号が、個人情報として非公開とされている。しかし、当該個人が在籍している法人等の所在地や電話番号等であれば、個人情報には該当しないはずである。また、配置予定の管理技術者に係る氏名や年齢以外の情報は、直ちに「個人に関する情報」に該当するとは限らない。
- (3) 対象文書である業務実績表等には、提案事業者の業務実績が記載されてい

る。これらは、屋内体育施設の整備に係る基本計画の策定業務、P F I 等導入可能性調査業務又はP F I 事業者選定に関わる支援業務に係る実績である。したがって、契約の相手方は、行政機関等であると強く推認される。公共事業であれば、業務に関する情報は公にされている可能性が高く、非公開部分は最小限とすべきである。

- (4) 審査請求人は、別に行った情報公開請求で、豊橋市が作成した一者随意契約理由書を取得した。一者随意契約理由書には、B T コンセッション方式のアリーナ・スタジアム事業における事例は、愛知県新体育館、秩父宮ラグビー場、とどろきアリーナの3件のみであり、提案事業者は、これら3事例のうちの2事例のアドバイザー業務を担ってきたことから、提案事業者と一者随意契約理由書を締結する旨の記載がある。この一者随意契約理由書は、多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に関する文書ではなく、アドバイザー業務に関する文書である。しかし、これらは一連の業務であり、いずれも提案事業者が委託事業者として選定されている。過去の実績について、他の文書では公表をしているにも関わらず、原処分では非公開とするという判断は、不整合である。
- (5) 対象文書である一級建築士免許には、退任から5年以上経過した国土交通大臣の氏名が記載されている。しかし、建築士免許は、3年から5年で更新しなければならないと法定されている。したがって、この免許は誤った文書である可能性がある。他にも、大臣名が別物である文書も存在する。そのため、確認及び審査を求める。
- (6) 対象文書である評価表確定版で非公開とされた部分には、各委員の評点である数値のみが記載されていると考えられる。既に評価は終わっているため、数値のみの情報が、条例第6条第1項第7号に該当することはない。仮に、条例第6条第1項第1号に該当するため非公開としたのであれば、その場合は、委員の氏名を非公開とすべきである。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

##### 1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 公文書公開請求書では、事業者の選定に関する一切の文書及び記録との請求内容であったため、評価委員会に関する資料についても、事業者の選定に関するものに限ると解釈し、対象文書を特定した。そのため、委員長等の選定等が議題であり、事業者の選定や審査を行っていない第1回評価委員会の資料は、対象文書としなかった。
- (2) 個人の氏名に併記されている住所や電話番号には、当該個人が所属する法人や団体から付与されている電話番号やメールアドレス等、一般に公にされていない情報も含まれている。また、配置予定の管理技術者に係る情報は、氏名や年齢以外の情報であっても、経歴等は個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるおそれがある。そのため、条例第6条第1項第1号又は第2号に該当するため、非公開とした。
- (3) 業務実績表等に記載されている、提案事業者の業務実績に係る、事業の業務名、発注者、業務概要、テーマに対する技術提案等は、提案事業者の特筆すべき成果であり、提案事業者が培ってきたノウハウである。そのため、公になることで、事業活動の内容が模倣され、提案事業者の不利益となるおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当するため、非公開とした。  
仮に、発注者が行政機関等であっても、条例第6条第1項第2号に該当するかの判断には、影響しない。
- (4) 審査請求人は、一級建築士免許に記載されている国土交通大臣の氏名を基に、対象文書が誤っていると推測する。しかし、審査請求では、非公開部分が、条例の規定する非公開理由に該当するかを判断するもので、公文書の正誤を判断するものではない。
- (5) 評価表確定版について、審査請求人の主張するとおり、委員の氏名を非公

開としたとしても、採点結果が公開された場合、評価の実情が明らかとなるため、委員が評価にあたり委縮してしまうおそれがあり、市の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第1項第7号に該当することに変わりはない。

## 2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。また、対象文書以外には、請求対象文書は存在せず、請求対象文書の特定に誤りはない。したがって、原処分を維持することが妥当である。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月12日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和6年5月13日 審議
- ④ 同日 口頭意見陳述の実施
- ⑤ 令和6年7月9日 審議
- ⑥ 令和6年8月5日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情

報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

- (2) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。
- (3) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

## 2 条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号の該当性について

- (1) 対象文書①について

ア 対象文書中、提案事業者の従業員の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 提案事業者のFAX番号と考えられる部分は、「個人に関する情報」にはあたらないため、条例第6条第1項第1号に該当しない。また、公にすることにより、提案事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第6条第1項第2号にも該当しない。したがって、公開するのが妥当である。

(2) 対象文書②について

ア 対象文書中、提案事業者の従業員の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、提案事業者の所在地及びFAX番号と考えられる部分は、「個人に関する情報」にはあたらないため、条例第6条第1項第1号に該当しない。また、公にすることにより、提案事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第6条第1項第2号にも該当しない。したがって、公開するのが妥当である。

(3) 対象文書③について

ア 対象文書中、提案事業者又は提案事業者の提携先の従業員の氏名及び電話番号は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、提案事業者の印章の印影は、提案事業者の権利義務に関する文書の作成に用いられるものであるから、公にすることにより、偽造さ

れる等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 対象文書中、提案事業者の業務実績に関する部分について、処分庁は、提案事業者が培ってきたノウハウであるため、公になることで、事業活動の内容が模倣され、提案事業者の不利益となるおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると主張する。

この点について、別の情報公開請求において審査請求人に公開された、アドバイザー契約に係る一者随意契約理由書では、提案事業者を委託事業者として選定した理由として、提案事業者がB T コンセッション方式のアリーナ・スタジアム事業における3件の事例のうち、2事例のアドバイザー業務を担ってきたことを挙げている。

この記載から、直ちに非公開部分に記載されている事業を特定することができるわけではない。しかし、提案事業者が過去に従事した事例について、一方で公開しながら、原処分で非公開とすることに、一定の不合理性があることは、否定することができない。そして、処分庁からは、他の情報公開で提案事業者の業務実績を公開しながら、原処分では非公開としたことについての、合理的な説明はない。このことと、非公開部分に記載されている内容を合わせて検討すると、非公開部分を公開することで、提案事業者の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第6条第1項第2号に該当するとはいえない。そのため、当該部分は、公開するのが妥当である。

エ 対象文書中、提案事業者の業務実施体制に関する部分について、処分庁は、提案事業者が培ってきたノウハウであるため、公になることで、事業活動の内容が模倣され、提案事業者の不利益となるおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると主張する。しかし、業務実施体制や

組織に関する記載部分には、提案事業者の従業員の氏名や、協力事業者の役割が記載されてはいるものの、事業の概略が記載されているに留まり、提案事業者のノウハウに係る記載や、具体的かつ詳細な業務内容に関する記載がされているとまではいえない。そのため、個人の氏名等の個人情報に該当する部分を除き、公開するのが妥当である。

(4) 対象文書④について

ア 対象文書中、提案事業者の従業員の氏名、年齢、実務経験年数、立場、生年月日、登録番号、登録年月日、証明年月日、顔写真は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、提案事業者の業務実績に関する部分については、第6の2(3)ウに記載したとおりである。

なお、処分庁は、対象文書中、配置予定の技術者が過去に従事した事業に係る部分が公開されると、当該事業に従事した技術者が誰であるかという情報と組み合わせることにより、当該技術者を特定することができるから、条例第6条第1項第1号に該当すると主張する。しかし、事業には複数の技術者が参加するから、当該技術者が従事した立場さえ非公開とすれば、容易に特定することはできない。したがって、提案事業者の従業員が過去に従事した事業における当該従業員の立場に関する記載は、条例第6条第1項第1号に該当するため、処分庁が当該部分を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分については、公開するのが妥当である。

(5) 対象文書⑤について

ア 対象文書中、提案事業者の従業員の氏名、電話番号及びメールアドレスは、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したが

って、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、提案事業者のFAX番号と考えられる部分は、「個人に関する情報」にはあたらないため、条例第6条第1項第1号に該当しない。また、公にすることにより、提案事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、条例第6条第1項第2号にも該当しない。したがって、公開するのが妥当である。

(6) 対象文書⑥について

ア 対象文書中、PFI方式による事業スキームの整理に関する部分は、提案事業者の独創的な取組に関する情報であるから、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ しかし、対象文書には、提案事業者の独創的な取組に関する情報であるとはとはいえず、公にしても、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるとはいえない部分も含まれる。そのため、当該部分は、公開するのが妥当である。

(7) 対象文書⑦について

ア 対象文書中、提案事業者及び提案事業者の提携先の従業員の氏名及び資格の取得年月日は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、有資格者の氏名、生年月日、本籍地、住所、登録年月日、登録番号、資格証明日及び文書番号並びに管理技術者及び担当技術者の氏名、年齢、実務経験年数及び立場に関する記載は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の

判断は、妥当である。

ウ 対象文書中、提案事業者の業務実施体制に関する部分については、第6の2(3)エに記載したとおりである。

(8) 対象文書⑧について

ア 対象文書中、提案事業者の従業員の氏名、年齢、実務経験年数、立場、は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中、テーマに対する技術提案に関する部分には、一般的な記載事項と考えられる部分とともに、ワークショップに係る提案、アンケートに係る提案、各検討フロー図その他事業に係る提案に関する部分が含まれている。これらの記載は、提案事業者の独創的な取組に関する情報であるから、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

しかし、一般的な記載事項と考えられる部分は、条例第6条第1項第2号に該当しない。そのため、当該部分は、公開するのが妥当である。

ウ 対象文書中の提案事業者の業務実績に関する部分については、第6の2(3)ウ及び(4)イに記載したとおりである。

(9) 対象文書⑨について

ア 対象文書中の業務実施スケジュールは、提案事業者が、提案予定の事業を、どの時期に行うかについて、市に提案するものである。どの時期に、どのような事業を、どの程度の時間をかけて行うかは、従事させる人員や費用を考慮して判断されるものであり、提案事業者の内部管理情報やノウハウに当たる情報であるから、公にすることで、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 対象文書中の提案事業者が委託業務を行うための各種費用の見積金額に関する部分は、どの事業に、どの程度の費用を要するかについての情報であり、提案事業者の内部管理情報であるとともに、提案事業者のノウハウや独創的な取組に関する情報であるから、公にすることで、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(10) 対象文書⑩について

ア 対象文書中、プロポーザル評価委員会の委員が、各採点項目に付けた点数に関する部分は、公表されると、計画や事業に関心を有する者が、委員に接触したり、接触をおそれて、今後プロポーザルを行う際に委員が率直な評価を躊躇したりすることにより、適切な評価を行うことに支障をきたすおそれがあるため、条例第6条第1項第7号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(11) 対象文書⑪について

ア 対象文書中のプロポーザル評価委員の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、生年月日は、個人に関する情報であって、記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

3 対象文書の特定について

(1) 審査請求人は、公開された文書の記載内容から、他の公文書が存在することが推測されるのに、原処分では示されていないことをもって、原処分では、請求した公文書の全てが示されておらず、対象文書の特定に誤りがあると主張する。一方、処分庁は、事業者の選定に関する一切の文書及び記録との請求であったため、評価委員会に関する資料についても、事業者の選定に関するものに限ると解釈し、対象文書を特定したことから、対象文書の特定

に誤りはないと主張する。

- (2) 公文書公開請求書には、公開請求者が、公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記入する（条例第9条第1項第2号）。公開請求者の記入した内容によっては、対象文書を特定するために、処分庁が記入内容を解釈しなければならない場合がある。本件においても、公文書公開請求書への記載内容は、やや抽象的で、複数の公文書が対象となる可能性があることから、処分庁は、記載全体を見て、その内容を解釈し、対象文書を特定したものと考えられる。
- (3) 本件における公文書公開請求書の記載内容を見ると、多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に関する一切の文書・記録を請求する旨の記載に続き、事業者より提出された提案書等全て、事業者の選定（審査）に関する一切の文書及び記録、プロポーザル評価審査委員会に関する一切の文書・記録と箇条書きされている。このような記載内容から、処分庁が対象文書を特定するにあたり、評価委員会に関する資料について、事業者の選定に関するものを請求する趣旨であると解釈し、対象文書として特定したとしても、その解釈が不合理であるとまではいえない。
- (4) したがって、原処分においては、対象文書の特定に誤りがあるとはいえない。

#### 4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河邊伸泰

委員 見目喜重

(別紙 1 - 1) 対象文書

対象文書の名称
① (様式 1) プロポーザル参加意向申出書
② (様式 1 - 2) 会社概要書
③ (様式 1 - 3) 業務実績表、業務の契約書及び業務内容が確認できる資料
④ (様式 1 - 4) 配置を予定している管理技術者の経歴書、一級建築士又は技術士の資格を有していることを証する書類
⑤ (様式 4) 提案書の提出について
⑥ (様式 4 - 2) 業務実施方針
⑦ (様式 4 - 3) 業務実施体制
⑧ (様式 4 - 4) 予定技術者の経歴等、テーマに対する技術提案
⑨ (様式 5) 業務実施スケジュール、参考見積書及び見積金額内訳書
⑩ 事業者の選定 (審査) に関する一切の文書・記録 (次第、第一次審査 (書面審査)、第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) 実施内容、当日スケジュール、評価表、評価表確定版)
⑪ 「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」及び、当該委員に関する一切の文書及び記録 (就任依頼書、同意書、承諾書、委嘱依頼、委嘱状)

(別紙 1 - 2) 対象文書のうち、非公開とした部分

ア：「① (様式 1) プロポーザル参加意向申出書」

対象文書の詳細	非公開とした部分
(様式 1) プロポーザル参加意向申出書	・提案事業者の従業員の氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス

イ：「② (様式 1 - 2) 会社概要書」

対象文書の詳細	非公開とした部分
会社概要書	・担当者氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス

ウ：「③ (様式 1 - 3) 業務実績表、業務の契約書及び業務内容が確認できる資料」

対象文書の詳細	非公開とした部分
業務実績表	・提案事業者の業務実績に係る表の以下の部分 (1) 屋内体育施設の整備に係る基本経過計画の策定業務の表 (2) P F I 等導入可能性調査の表 (3) P F I 事業者選定に関わる支援業務の表
実績業務に係る契約書及び業務内容が確認できる資料	・契約書における、委託業務名、納入場所、履行期間、委託料、発注者、受注者等、契約に関する事項 ・業務内容が確認できる資料の全面

エ：「④（様式1－4）配置を予定している管理技術者の経歴書、一級建築士又は技術士の資格を有していることを証する書類」

対象文書の詳細	非公開とした部分
配置を予定している管理技術者の経歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の氏名、年齢、実務経験年数、過去に従事した事業の業務名、発注機関、実施時期、概要、立場</li> </ul>
管理技術者の一級建築士免許証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真、有資格者の氏名、生年月日、登録番号、登録年月日等一面</li> <li>・国土交通大臣の印章の印影</li> <li>・日本建築士会連合会会長の印章の印影</li> </ul>

オ：「⑤（様式4）提案書の提出について」

対象文書の詳細	非公開とした部分
（様式4）提案書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業者の担当者の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス</li> </ul>

カ：「⑥（様式4－2）業務実施方針」

対象文書の詳細	非公開とした部分
（様式4－2）業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施方針の全面</li> </ul>

キ：「⑦（様式４－３）業務実施体制」

対象文書の詳細	非公開とした部分
(様式４－３)業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制の予定者名、所属・役職、資格名称、取得年月日、分担業務の内容、再委託先又は協力先及びその理由</li> </ul>
業務実施体制・組織図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制・組織図の全面</li> </ul>
予定技術者の一級建築士免許証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真、有資格者の氏名、生年月日、登録番号、登録年月日等一面</li> <li>・国土交通大臣の印章の印影</li> <li>・日本建築士会連合会会長の印章の印影</li> </ul>
予定技術者の宅地建物取引主任者資格に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宅地建物取引主任者」という文言を除く、全面</li> </ul>
予定技術者の不動産鑑定士資格の登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル、証明者、資格名称を除く、全面</li> </ul>
予定技術者の公認会計士資格の合格証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル、証明者、資格名称を除く、全面</li> </ul>
予定技術者の公認会計士資格の登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイトル、証明者、資格名称を除く、全面</li> </ul>

ク：「⑧（様式４－４）予定技術者の経歴等、テーマに対する技術提案」

対象文書の詳細	非公開とした部分
(様式４－４) 予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者及び担当技術者の氏名、年齢、実務経験年数並びに過去に従事した業務の業務名、発注機関名、実施時期、概要、立場及び手持ち業務の状況</li> </ul>
業務実績表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業者の業務実績に係る表の以下の部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>(１) 屋内体育施設の整備に係る基本経過計画の策定業務</li> <li>(２) P F I 等導入可能性調査</li> <li>(３) P F I 事業者選定に関わる支援業務</li> </ul> </li> </ul>
【テーマ１】市民のニーズの効果的な整理・抽出方法及び具体化までの考え方、検討プロセスについて	全面
【テーマ２】施設計画（周辺・地球環境への配慮・調和、施設規模・機能、防災面への活用）の考え方・検討プロセスについて	全面
【テーマ３】魅力ある空間（公園・まちづくり）を形成するための考え	全面

方・検討プロセスについて	
【テーマ4】事業費削減（イニシャルコスト・ランニングコスト）の考え方及び最適な事業手法選出の考え方・決定までの検討プロセスについて	全面

ケ：「⑨（様式5）業務実施スケジュール、参考見積書及び見積金額内訳書」

対象文書の詳細	非公開とした部分
業務実施スケジュール	・タイトルを除く、全面
見積書の内訳書	・内訳の金額一覧部分、項目の一部

コ：「⑩ 事業者の選定（審査）に関する一切の文書・記録（次第、第一次審査（書面審査）、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施内容、当日スケジュール、評価表、評価表確定版）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
評価表確定版	・評価基準、評価ポイント、評価点、各委員の点数

サ：「⑪ 「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」及び、当該委員会に関する一切の文書及び記録（就任依頼書、同意書、承諾書、委嘱依頼、委嘱状）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
同意書	・委員の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、生年月日

(別紙2) 条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するため非公開とする部分

以下、「非公開とした理由」欄において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」(第1号)を①、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」(第2号)を②、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(第7号)を③と記載する。

ア：「①(様式1) プロポーザル参加意向申出書」及びイ：「②(様式1-2) 会社概要書」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式1) プロポーザル参加意向申出書</li> <li>・(様式1-2) 会社概要書</li> </ul>	①	<p>氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p> <p>電話番号やメールアドレスは、提案事業者が従業員個人に付与したものと考えられるから、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>提案事業者の従業員の氏名、電話番号、メールアドレス</p>		

ウ：「③（様式1－3）業務実績表、業務の契約書及び業務内容が確認できる資料」

非公開とした部分	非公開とした理由	
提案事業者の実績事業に係る契約書や仕様書、業務実施体制表	②	提案事業者の印章の印影は、提案事業者の権利義務に関する文書の作成に用いられるものであり、公にすることにより、偽造される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
提案事業者の印章の印影		
提案事業者の実績事業に係る業務実施体制表や実施体制表	①	氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。
提案事業者又は提案事業者の提携先の従業員の氏名及び電話番号		電話番号は、提案事業者が従業員個人に付与したものと考えられるから、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。

エ：「④（様式1－4）配置を予定している管理技術者の経歴書、一級建築士又は技術士の資格を有していることを証する書類」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式1－4）配置を予定している管理技術者の経歴書</li> <li>・ 配置を予定している管理技術者の一級建築士免許証明書</li> </ul>	①	<p>これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>氏名、年齢、実務経験年数、立場、生年月日、登録番号、登録年月日、証明年月日、顔写真</p>		

オ：「⑤（様式4）提案書の提出について」

非公開とした部分	非公開とした理由	
(様式4)提案書の提出について	①	<p>氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p> <p>電話番号やメールアドレスは、提案事業者が従業員個人に付与したものと考えられるから、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>提案事業者の担当者氏名、電話番号、メールアドレス</p>		

カ：「⑥（様式４－２）業務実施方針」

非公開とした部分	非公開とした理由	
(様式４－２) 業務実施方針	②	提案事業者の独創的な取組に関する情報であり、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
・(２) ② 1つ目の●の・の2行目1つ目の読点から文末まで		
・(２) ② 2つ目の●の1つ目の・の2行目かっこ書き部分		
・(２) ② 2つ目の●の2つ目の・の全文		
・(２) ③ 2つ目の●の・の全文		

キ：「⑦（様式４－３）業務実施体制」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式４－３) 業務実施体制</li> <li>・業務実施体制・組織図</li> </ul>	①	個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。
提案事業者及び提案事業者の提携先の従業員の名及び資格の取得年月日		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定技術者の一級建築士免許 証明書</li> <li>・ 予定技術者の宅地建物取引主 任者資格に関する書類</li> <li>・ 予定技術者の不動産鑑定士資 格の登録証明書</li> <li>・ 予定技術者の公認会計士資格 の合格証書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定技術者の公認会計士資 格の登録証明書</li> </ul> </li> </ul>	①	<p>個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>有資格者の氏名、生年月日、 本籍地、住所、登録年月日、登 録番号、資格証明日、文書番号</p>		

ク：「⑧（様式４－４）予定技術者の経歴等、テーマに対する技術提案」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>（様式４－４）予定技術者の経 歴等</p>	①	<p>個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>管理技術者及び担当技術者の 氏名、年齢、実務経験年数及び 立場に関する記載</p>		

<p>【テーマ1】市民のニーズの効果的な整理・抽出方法及び具体化までの考え方、検討プロセスについて</p>	<p>②</p>	<p>提案事業者の独創的な取組に関する情報であり、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・02 の記載の2つ目の■の・の5行目の2つ目の読点の次の文字から文末まで</li> <li>・02 の記載の4つある（例）の表部分（タイトルを除く）</li> <li>・02 の記載の3つ目の■の2つ目の・の3行目の文頭から3文字目から27文字目まで</li> <li>・02 の記載の3つ目の■の2つ目の・の5行目3つ目の読点の次の文字から6行目文頭から12文字目まで</li> <li>・03 の記載の■の2つ目の・の文頭から6文字目から文末まで</li> <li>・03 の記載の■の右側の図及び同記載の次のページの四角枠で囲まれた部分のうち、内側の3つの四角枠の記載及び同各記載の上下の記載</li> </ul>		

<p>【テーマ2】 施設計画（周辺・地球環境への配慮・調和、施設規模・機能、防災面への活用）の考え方・検討プロセスについて</p>	<p>②</p>	<p>提案事業者の独創的な取組に関する情報であり、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 01 の記載の■の左列 2 つ目の・の記載全て及び同記載下の図表</li> <li>・ 02 の記載の 2 つ目の■の 1 つ目の・の文頭から 11 文字目から 2 行目文頭から 11 文字目まで</li> <li>・ 02 の記載の 2 つ目の■の 2 つ目の・の 2 行目の読点の次の文字から文末まで</li> <li>・ 02 の記載の右横の〈 〉の記載及びその下の図表</li> <li>・ 03 の記載の 1 つ目の■の 1 つ目の・の 2 行目の文末から 7 文字目から 3 行目文頭から 2 文字目まで</li> <li>・ 03 の記載の 1 つ目の■の 2 つ目の・の 1 行目文末から 2 文字目から 3 行目文末から 5 文字目まで</li> <li>・ 03 の記載の 1 つ目の■の 3 つ目の・の 3 行目読点の次の文字</li> </ul>		

<p>から4行目文末から7文字目まで及び同記載下の四角枠で囲まれた部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・03の記載の1つ目の■の4つ目の・の4行目の読点の次の文字から13文字目まで</li> <li>・03の記載の右横の〈 〉の記載と図表全て</li> <li>・04の記載の右横〈 〉の記載と図表全て</li> </ul>		
<p>【テーマ3】魅力ある空間（公園・まちづくり）を形成するための考え方・検討プロセスについて</p>	②	<p>提案事業者の独創的な取組に関する情報であり、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・01の記載の〈 〉の記載の下にある表の左から3列目の記載（タイトル行を除く）</li> <li>・02の記載の2つ目の■の1つ目及び2つ目の・の記載全て及び同記載下の※の記載全て</li> <li>・02の記載の右横の〈 〉の記載全てと図表全て</li> <li>・03の記載の1つ目の■の1つ目の・の文頭から5文字目から2行目文頭から15文字目まで及</li> </ul>		

<p>び3行目読点の次の文字から4 行目文頭から5文字目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・03の記載の1つ目の■の2つ 目の・の記載全て</li> <li>・03の記載の1つ目の■の3つ 目の・の2行目1つ目の読点の 次の文字から24文字目まで及び3 行目文末から14文字目から5行 目文頭から8文字目まで</li> <li>・03の記載の2つ目の■の3つ 目の・の1行目1つ目の読点の 次の文字から2行目文末から1 1文字目まで</li> <li>・03の記載の右横の〈 〉の記 載と図表全て</li> <li>・04の記載の2つ目の■の1つ 目の・の2行目1つ目の読点の 次の文字から2行目行末から3 文字目まで</li> <li>・04の記載の2つ目の■の2つ 目の・の1行目1つ目の読点の 次の文字から3行目の句点まで</li> <li>・04の記載の3つ目の■の2つ 目及び3つ目の・の記載全て</li> <li>・04の記載の右横の〈 〉の記 載と図表全て</li> </ul>		
---	--	--

<p>【テーマ4】事業費縮減（インシヤルコスト・ランニングコスト）の考え方及び最適な事業手法選出の考え方・決定までの検討プロセスについて</p>	<p>②</p>	<p>提案事業者の独創的な取組に関する情報であり、公にすることにより、模倣される等して、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 01 の記載の左列 1 つ目の ■ の記載全て</li> <li>・ 01 の記載の左列 2 つ目の ■ の 1 つ目の ・ の①と②の記載全て</li> <li>・ 01 の記載の左列 2 つ目の ■ の 2 つ目の ・ の 2 行目から 8 行目まで</li> <li>・ 01 の記載の左列 2 つ目の ■ の 3 つ目の ・ の文頭から 5 文字目から 6 行目行末まで</li> <li>・ 01 の記載の左列 3 つ目の ■ の 1 つ目の ・ の 2 行目文頭から 2 文字目から 3 行目文頭から 11 文字目まで</li> <li>・ 01 の記載の左列 3 つ目の ■ の 2 つ目の ・ の 1 行目文末から 4 文字目から 4 行目行末まで</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 01 の記載の右列 1 つ目の ■ の 1 つ目の ・ の 4 行目読点の次の 文字から文末まで</li> <li>・ 01 の記載の右列 2 つ目の ■ の 図表</li> <li>・ 01 の記載の右列 2 つ目の ■ の 1 つ目の ・ の①と②の記載全て</li> <li>・ 01 の記載の最下部の図表</li> <li>・ 02 の記載の左列 2 つ目の ■ の ・ の記載の下の図表</li> <li>・ 02 の記載の左列 3 つ目の ■ の ・ の記載及び同記載右横の図 表</li> <li>・ 02 の記載の右列の ■ の 2 つ目 の ・ の 1 行目読点の次の文字か ら文末まで</li> <li>・ 02 の記載の右列の ■ の 3 つ目 の ・ の 1 行目の読点の次の文字 から文末まで</li> </ul>		
---	--	--

ケ：「⑨（様式5）業務実施スケジュール、参考見積書及び見積金額内訳書」

非公開とした部分	非公開とした理由	
(様式5)業務実施スケジュール	②	提案事業者が、どの時期に、どのような事業を、どの程度の時間をかけて行うかは、従事させる人員や費用を考慮して判断されるものであり、提案事業者の内部管理情報やノウハウに当たる情報であるから、公にすることで、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
・スケジュールが記載されている表の、各月の列に関する記載部分		
内訳書	②	提案事業者が委託業務を行うための各種費用を見積もった金額に関する部分は、どの事業に、どの程度の費用を要するかという、提案事業者の内部管理情報であるとともに、独創的な取組やノウハウに関する情報であり、公にすることで、提案事業者の権利や正当な利益を害するおそれがあるため。
・「金額（円）」列及び同列の右5列の「I. 直接人件費」行から下から5行目まで		

コ：「⑩ 事業者の選定（審査）に関する一切の文書・記録（次第、第一次審査（書面審査）、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施内容、当日スケジュール、評価表、評価表確定版）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
・評価表（確定版）	③	委員がつけた点数が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、委員に接触したり、接触をおそれて、今後プロポーザルを行う際に委員が率直な評価を躊躇したりすることにより、適切な評価を行うことに支障をきたすおそれがあるため。
各採点項目に対して、委員がつけた点数（全委員小計、総合評価点を除く）		

サ：「⑪ 「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務プロポーザル評価委員会」及び、当該委員に関する一切の文書及び記録（就任依頼書、同意書、承諾書、委嘱依頼、委嘱状）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
同意書	①	個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。
委員の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、生年月日		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、

上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。

行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「行末(文末)から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。また、「○個目の～」「○つ目の～」といった記載があるときは、上から順番に数える。